

■ 令和8年度 大阪府介護テクノロジー導入支援事業 Q&A 【令和8年7月3日版】

【①エントリー、交付申請について】

		Q	A
①	1	法人本部は大阪府外だが、事業所は府内に存在している場合は補助対象となるか。	補助対象となります。
①	2	障がい福祉サービス事業所・施設も補助対象となるか。	介護保険法に基づくサービスを提供する大阪府内のサービス事業所及び老人福祉法に基づく大阪府内の養護老人ホーム・軽費老人ホームが補助対象のため、障がい福祉サービス事業所・施設は対象外です。
①	3	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象になるか。	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。(交付申請時に、指定書等の写しが必要)
①	4	まだサービス提供していないが申請してもよいか。	交付申請時点で指定を受け、サービスを開始していることが必要です。
①	5	他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。	【対象経費が重複していなければ受給が可能な補助金の例】 IT補助金(デジタル化・AI導入補助金2026)などにおいて、機器の種別が異なる場合は可能です。 【重複して補助を受けることができない補助金の例】 ・介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業
①	6	過去に大阪府の補助金の交付を受けた事業所でも、再度補助を受けることは可能か。	介護テクノロジーを広く普及させるため、過去に補助金の交付を受けたことがなく、かつTAIS掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等が未導入の介護サービス事業所を優先して選定します。 そのため、過去に大阪府の補助金の交付を受けた事業所は、抽選による優先順位は低くなります。 また、既に自己負担で TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等を導入している場合についても、抽選による優先順位は低くなります。詳しくは「事前エントリーの手引 4. 交付申請対象の介護事業所等の選定方法について」をご確認ください。
①	7	導入する機器(パソコンやインカムなど)の数に制限はあるか。	・利用者数に依存する機器(見守り機器等)   施設あたりの床数(利用定員)を上限とします。 ・職員数に依存する機器(インカム、情報端末、移乗支援機器(装着型)等)   実際に利用する職員数、または契約している介護ソフ

			ト・バックオフィスソフトのライセンス数を上限とします。 いずれも予備的な購入は対象としておりません。
①	8	交付申請書提出後、導入予定機器を変更することは可能か。	原則変更はできません。ただし、当該機器が交付申請書類提出後、発売中止や廃番となった場合等はこの限りではありません。
①	9	過去に見守り機器を導入しており、今回新たに Wi-Fi 環境整備のみをする場合、補助対象になるか。	Wi-Fi 環境整備のみは補助対象になりません。Wi-Fi 環境整備は、TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等の導入に付帯して当該年度に導入する場合に補助対象になります。
①	10	要綱第2条第2項(1)ウ②のその他機器に該当する機器のみを申請することは可能か。	可能ですが、TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等を導入する場合や、TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等と第2条第2項(1)ウ②のその他機器の機器を一緒に導入する場合と比較して、抽選による優先順位は低くなります。
①	11	みなし指定の「通所リハビリテーション」の指定通知書は何を提出すべきか。	病院に併設されている「通所リハビリテーション」は、保険医療機関の指定通知書の写しを、介護老人保険施設に併設されている「通所リハビリテーション」は、介護老人保険施設の指定通知書の写しを提出していただき、付箋等で「みなし指定」であることを記載してください。
①	13	同一敷地・建物内に「介護老人福祉施設」と「併設型短期入所生活介護」や「介護老人保健施設」と「併設型短期入所生活介護」が併設されている場合、申請は2事業所として扱うのか。	同一建物にあり、指定番号が同じであっても、サービス種別は異なるため、それぞれの人員基準や設備基準を満たさなければならず、介護給付費の届出を提出する必要がありますので、2事業所扱いとします。 一体として扱わないため、指定番号が一つであっても別々に申請してください。 ※併設型短期入所生活介護で使用する機器を、介護老人福祉施設や、介護老人保健施設の申請の中に含めることはできません。
①	14	同一敷地・建物内に「介護老人保険施設」とみなし指定の「通所リハビリテーション」が併設されている場合は、機器の申請は2事業所として扱うのか。	2事業所扱いとします。一体として扱わないため、指定番号が一つであっても別々に申請してください。 ※通所リハビリテーションで使用する機器を、介護老人保健施設の申請の中に含めることはできません。
①	15	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。	交付申請時点で介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可を受けている大阪府内所在の事業所が対象となります。 交付申請書類では、指定書の写しを添付いただく必要があります。 (養護老人ホームについては、認可書の写し、

			軽費老人ホームについては、設置届出書の受理通知の写し)
①	16	対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することは可能か。	申請することはできますが、各種ポイント相当額については、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除するか、実支出額から控除した状態で申請してください。 なお、対象経費の支払時に付与されたポイントを今後使用する予定がない場合も同様です。
①	17	未導入、既導入の考え方は？	令和8年3月31日までに、機器を導入していた場合、「既導入」となります。 事前エントリー前の購入であっても、令和8年4月1日以降の購入であれば「未導入」となります。 なお、介護ソフト(※)を導入している場合は、その使用方法に限らず「既導入」となります。 (例) 該当するソフトを、請求のみで使用しており、記録機能は使用していない場合。等  (※) 以下全ての要件を満たすもの ●記録業務・情報共有業務・請求業務を一気通貫で行うことができるもの。(※既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できるものも含む) ●【居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所(介護予防含む)の場合のみ】 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた <b>CSV ファイルの出力・取込機能</b> を有していること。 ▷ 該当する「介護ソフト」については、 <a href="#">国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果(リンク先ページ下部)</a> をご確認ください。 ●【施設系サービスの場合のみ】 科学的介護情報システム(LIFE)に掲載されている「 <b>CSV 連携仕様書(LIFE)</b> 」に準じた <b>CSV 出力機能</b> を有していること ▷ 科学的介護情報システム(LIFE)については <a href="#">科学的介護   厚生労働省</a> をご確認ください。
①	18	行政オンラインシステムにて事前エントリーの申請をしたが、ステータスが「仮受付」になっている。	原則、事前エントリーの内容に関しては、審査は行わないため、ステータスは常に「仮受付」の状態になっています。 また、事前エントリーの内容で抽選し、交付申請時に審査を行うため、誤りが判明し、交付申請不可とならないように以下について十分に注意してエントリーしてください。 ●エントリーが重複している(複数の担当者からエントリーしている) ●「補助施設一覧」で補助金の交付を受け、TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等

			<p>を導入した実績があるにもかかわらず、「補助金を受けたことがない」を選択している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●エントリー金額が補助上限額を超過している。</li> <li>●金額の桁誤り</li> <li>●タブレット端末等のみ、通信環境整備のみを申請している。</li> </ul>
①	19	優先順位について エントリーの総額が予算額を超過した場合は抽選を行うとありますが、どのように抽選されるのでしょうか。	「事前エントリーの手引 4. 交付申請対象の介護事業所等の選定方法について」をご確認ください。
①	20	1つの法人から複数の事業所の申請は可能か。	<p>可能です。交付申請時は、法人の申請書(1枚)に次の書類を添付し、<u>法人で取りまとめて提出</u>してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書……………事業所ごとに作成(併設事業所を申請する場合はサービス種別毎に作成)</li> <li>・所要額調書………1シートに全事業所分を記載</li> </ul>
①	21	タブレット端末、スマートフォンの購入に伴うネットワーク通信費は補助対象か。	<p>タブレット端末およびスマートフォンのネットワーク通信費(回線契約料、通信料等)は補助対象外です。</p> <p>補助対象となるのは、ネットワーク通信費を除いたタブレット端末・スマートフォン本体の経費のみとなります。</p> <p>そのため、見積書は通信費を含まない本体価格のみを記載したものとしてください。</p> <p>なお、見積書の依頼先は、携帯電話事業者、家電量販店等、いずれでも構いません。</p>
①	22	介護ソフト・バックオフィスソフトについては、職員数に応じて、補助上限額が決められているものがあるが、職員数に含めて良い職種は何か。	<p>基準条例に定める人員基準上、配置が必要とされている職種の職員を対象とします。例えば、通所介護事業所の場合は、管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員が該当します。なお、職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員に限らず、ソフトの活用が見込まれる事務員等を含めて差し支えありません。</p>
①	23	一つの介護ソフト・バックオフィスソフトを導入して複数の事業所で使用する場合、所要額調書には事業所ごとに按分した額を記載すればよいか。	<p>同一法人で一つの介護ソフトを導入し、複数の事業所で使用する場合は、事業所数や職員数で按分し、事業所毎に計上してください。</p>
①	24	タブレット端末等をネットで購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログがないが、どうすればよいか。	<p>ネットの画面で、購入しようとするタブレットの値段、機能やサイズ等が分かる製品情報を示した画面を印刷し、添付してください。</p> <p>ただし、ポイントが付く場合、ポイント分は補助対象外となるため、</p> <p>見積上であらかじめ発生するポイントを差し引いて経費の計上をしてください。</p>

			<p>なお、クレジットカードでの購入は原則認められませんので、請求書払いとしてください。</p>
①	25	申請はサービス種別ごとに必要か。	<p>法人でまとめてサービス事業所毎に補助額を計上して申請していただきます。</p>
①	26	ID の価格は職員数では変わらないが、使う PC の台数によって値段が変わる介護ソフト・バックオフィスソフトの場合、職員数に応じて変動する補助額で考えるか、一律 250 万円で考えるか。	<p>職員数に応じて変動する補助額で考えてください。</p>
①	27	要綱第2条第2項(1)ウ②のその他機器に該当する機器について、機器等の導入に付帯して必要となる経費は補助対象となっておらず、本体経費のみ対象となるが、本体経費の範囲はどこまでか。	<p><b>【令和8年5月25日更新】</b>          本体と一体不可分となる経費や本体導入するにあたり必須の経費については、本体経費として補助対象となります。</p>
①	28	「記録から情報共有、請求業務ができる(一気通貫)介護ソフト」と「タブレット入力型の記録システム」を導入する場合の申請方法を教えてください。	<p>「タブレット入力型の記録システム」については、単体では「介護ソフト」に該当せず、あくまで「一気通貫の介護ソフトの記録部分を補助するシステム」です。そのため、申請区分は「介護業務支援(介護ソフト・インカム以外)」となり、補助上限額は30万円です。</p> <p>なお、タブレット入力型の記録システムについては、契約形態(職員数や端末数に応じて必要なライセンス数変動する場合等)に関わらず、導入に付帯して必要となる経費(タブレット端末等)を含め、補助上限額は一律30万円となります。</p> <p>「介護ソフト」として申請をしないようご注意ください。          計算方法については、以下の例をご参考ください。</p> <p>(例1) 事業所において、既に「一気通貫の介護ソフト」が導入済みであり、今回の補助金を活用して、当該介護ソフトに連携する「①タブレット入力型の記録システム」と「②タブレットを3台」導入する場合。          ⇒「介護業務支援(介護ソフト・インカム以外)」として、①と②の経費の合計に4/5を乗じた金額と上限額30万円を比較して低い方が補助額となります。</p> <p>(例2) 今回の補助金を活用して、「①一気通貫の介護ソフト」と、当該介護ソフトに連携する「②タブレット入力型の記録システム」と「③タブレット10台」と、「④Wi-Fi環境を整備」する場合。          ⇒「介護業務支援(介護ソフト)」と「介護業務支援(介護ソフト・インカム以外)」の組み合わせにより、パッケージ型</p>

			導入支援となり、①、②、③、④の合計経費に4/5を乗じた金額と上限額1,000万円を比較して少ない方が補助額になります。
①	29	軽費・養護老人ホームにて介護ソフトを導入する場合について、軽費・養護老人ホームでは、介護給付費の請求を行わないが、請求まで一気通貫でできる必要があるか。	導入する介護ソフトを使用することで、軽費・養護老人ホームにおいての業務が一気通貫になれば、補助対象となります。
①	30	<p><b>【令和8年5月25日更新】</b></p> <p>記録機能のみ又は請求機能のみのソフトは単体で対象ですか。</p>	<p><b>記録機能のみ又は請求機能のみのソフトを単体で申請する場合は対象外です。</b></p> <p>※TAIS 上で「介護業務支援」として掲載されている場合であっても、補助対象とはなりません。</p> <p>(介護ソフト、介護業務支援、パッケージ導入型支援のいずれにおいても申請不可)</p> <p>ただし、以下の申請であれば「介護ソフト」として対象です。</p> <p>①以下の要件を満たす請求ソフトと記録ソフトを組み合わせる場合(今回申請するソフトを組み合わせる記録業務・情報共有業務、請求業務を一気通貫で行う場合)</p> <p>②今回申請するソフトと導入済みのソフトとの組み合わせる記録業務・情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことができる場合(※)</p> <p>(※) 以下(i)と(ii)を組み合わせる一気通貫が実現する場合、(ii)のソフトは補助対象となります。</p> <p>(i)以下の要件を満たす請求ソフト(記録ソフト)を令和8年3月31日までに導入済</p> <p>(ii)以下の要件を満たす記録ソフト(請求ソフト)を令和8年4月1日から令和9年1月31日までに導入する</p> <p>&lt;要件&gt;</p> <p><b>【居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所(介護予防含む)の場合のみ】</b></p> <p>「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること。</p> <p>▷ 該当する「介護ソフト」については、<a href="#">国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果(リンク先ページ下部)</a>をご確認ください。</p> <p>●【該当の施設系サービスの場合のみ】</p> <p>科学的介護情報システム(LIFE)に掲載されている「CSV 連携仕様書(LIFE)」に準じた CSV 出力機能を有していること</p> <p>▷ 科学的介護情報システム(LIFE)については<a href="#">科学的介護   厚生労働省</a>をご確認ください。</p>

①	31	<p>介護ソフトの要件として、「科学的介護情報システム(LIFE)に掲載されている<b>「CSV 連携仕様書(LIFE)」</b>に準じた <b>CSV 出力機能</b>を有していること」が必要となるサービス種別は何か。</p>	<p><b>【令和8年5月25日更新】</b> 以下サービス種別です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul>
---	----	--	---

## 【②契約等について】

		Q	A
②	1	リース又はレンタルの場合、補助対象となる期間はいつからいつまでか。 また、来年度以降支払うリース料等は対象となるのか。	申請日に関わらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間となります。 ただし、契約日、支払日及び納品日（導入日）が令和9年1月31日以降であった場合は補助対象となりません。
②	2	リース又はレンタルの場合、期間を3年未満に設定することは可能か。	原則として3年間、機器導入後の導入効果を報告していただくことになっていきますので、リース又はレンタルの期間は満3年以上に設定してください。 （発注側からの申出がなく自動更新となる場合も3年以上となるよう契約には注意してください。）  【契約期間の例】 令和8年11月1日～令和11年10月31日の3年間。 また、導入してから3年を経過せずにリース等契約を解除された場合については、既に交付している補助金を返還していただくことがありますので、ご注意ください。
②	3	契約、導入（リース又はレンタル・工事）はいつ行えば良いか。	申請日に関わらず、契約日、支払日及び導入日が令和8年4月1日から令和9年1月31日までの期間内であることが必要です。 ただし、リース料や利用料等について、令和9年1～3月分を1月中に前倒して支払う場合や、6か月分の利用料を令和9年1月までに一括で支払う場合は補助対象となります。契約相手方とご調整ください。
②	4	製造業者の都合で今年度内に納品できない場合、補助金を受けることはできるか。	令和9年1月31日までに納品されない場合、補助金の交付を受けることができないため、速やかに府へ連絡いただき、申請を辞退願います。業者等に十分ご確認の上、補助金の申請を行ってください。

## 【③補助対象（機器等）について】

		Q	A
③	1	導入を検討している機器が補助対象かわからない。	「事前エントリーの手引【3】補助対象経費」を確認してください。
③	2	機器導入後のメンテナンス費用は補助対象になるのか。	メンテナンス費用については補助対象外です。
③	3	導入する予定の機器で、部品などを定期	消耗品（予備）は補助対象外です。

		的に交換しなければならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象になるか。	
③	4	機器の付属品やオプション品は補助対象に含まれるか。	TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等について、機器の導入に付帯して必要となる経費は対象になります。 要綱第2条第2項(1)ウ②のその他機器については、機器の導入に付帯して必要となる経費は補助対象外です。 ただし、Q3のとおり、予備的経費は補助対象外です。
③	5	購入形態により補助対象は異なるか。	補助額の考え方は以下のとおりです。 ・使用権の期限がないもの……全額 ・支払いが月額払いのもの……当該年度分 ・支払いが年額払いのもの……1年分 ・複数年の使用権契約のもの……複数年分 ただし、いずれの場合も令和9年1月31日までに支払いを完了させてください。
③	6	交付決定額よりも購入額が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、交付決定額の範囲内で、購入する機器の台数を増やしたり、別の物を追加で購入してもよいか。	当初見積額より購入額が安くなるなどで、交付決定額との差額(余り)が生じて、台数を増やしたり、別の物を追加で購入する場合は、原則変更交付申請が必要となるため、事前に大阪府にお問合せください。
③	7	・「特定施設」の指定を受けていない、「有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」と同一建物にある「訪問系サービス(訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等)」で、見守りや入浴支援等の機器を購入し、前述の施設に据え置いて使用することは可能か。 ・サービス付き高齢者住宅に併設している訪問介護事業所が、入居者に訪問介護を行うにあたり、記録業務を行うために、サービス付き高齢者住宅に Wi-Fi 設置を行う費用は対象となるか。	できません。国の実施要綱で補助対象事業所は「介護保険法に基づくサービス、軽費老人ホーム、養護老人ホーム」と限定しているため、サービス付き高齢者住宅で機器等を使用、設置を希望する場合は、「特定施設」の指定を受けていることが必要です。 また、補助対象となる「訪問系サービス」の事業所で機器等を申請する場合は、対象の事業所内で機器等を保管・管理する必要があるため、訪問時に持っていきができない機器や、指定を受けていないサ高住等に据え置く機器や、施設のWi-Fi環境を整備する経費については、補助対象外となります。
③	8	インカムは令和7年度と同じく、「その他機器等」として申請すればよいか。	令和7年度では「その他機器等」として補助対象でしたが、今年度は「介護テクノロジー等」として補助対象です。したがって、上限額内で、インカムの導入に伴って必要な経費も対象となります。 <b>パターン①</b> 「 <a href="#">福祉用具情報システム</a> 」において、「介護テクノロジー(介護業務支援)」として掲載されているインカム

			<p>→「要綱第2条第2項(1)アに該当」</p> <p><b>パターン②</b></p> <p>パターン①と機能等が同水準と大阪府知事が判断したインカム</p> <p>→「要綱第2条第2項(1)ウ①に該当」</p> <p><b>パターン③</b></p> <p>パターン①②に該当するインカムと連動することで効果が高まると判断できる「介護業務支援」や「見守り・コミュニケーション」、「介護ソフト」等を導入</p> <p>※導入する複数のテクノロジー同士の連携(データ連携等)は必須</p> <p>→「要綱第2条第2項(2)に該当」</p>
③	9	インカムは単体でも補助対象か。	「介護テクノロジー等」として補助対象です。
③	10	インカムの設定費用(アプリのインストール代や、ライセンス料)も補助対象か。	インカムとして機能するために必要な経費であれば、上限額の範囲内で補助が可能です。
③	11	ナースコールは補助対象か。	<p>ナースコールは原則補助対象外となります。</p> <p>ただし、TAIS に介護業務支援として掲載されているナースコール、もしくは、見守り機器と一体型のナースコールであれば、補助対象となります。</p> <p>なお、補助上限額は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護業務支援として掲載されているナースコール:子機の数に関わらず、30万円</li> <li>・見守り機器と一体型のナースコール:見守り機器の台数×30万円</li> </ul> <p>また、ナースコールの導入台数上限は、床数分を上限とし、床数分を超えるトイレ、浴室への設置に関しては補助対象外です。</p>
③	12	既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している場合に、新たに別の一気通貫の介護ソフトに買い替える場合は補助対象か。	<p>対象となります。</p> <p>ただし、介護ソフトを導入している介護事業所として、新規で介護ソフトを導入する事業所と比較して抽選における優先順位は下がります。</p>
③	13	タブレット端末やPC、Wi-Fi 環境を整備するだけの場合も、補助対象となるか。 また、設置費、設置に必要な工事費(修繕費は除く)、設定費、機器説明費、保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費)は補助対象か。	<p>タブレット端末や PC、Wi-Fi 環境整備、設置費、設置に必要な工事費(修繕費は除く)、設定費、機器説明費、保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費)については、TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等を導入する場合のみ、付帯経費として計上していただくことが可能です。</p> <p>バックオフィスソフト等、要綱第2条第2項(1)ウ②のその</p>

			他機器を導入する場合は、付帯経費を計上することはできません。
③	14	本事業で導入したタブレットに、介護ソフト以外のソフトウェアをインストールして利用することは可能か。	当該タブレットは、専ら介護ソフトを利用することを想定してありますが、介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、バックオフィスソフト等を利用するためであったり、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行ったりする際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えありません。ただし、バックオフィスソフトを導入する際の付帯経費としてタブレットを申請することはできません。
③	15	クラウド型の介護ソフトは補助対象か。	対象となります。
③	16	スマホやタブレット等のハードウェアに介護ソフトをインストールしているか(ハードウェアで非ASP型(オンプレミス型)のソフトを利用しているか)については、大阪府でどのように確認するのか。	実績報告書の添付書類として「事業実施状況の記録(写真等)」を提出いただきます。スマホやタブレットに介護ソフトの画面を表示した写真を添付いただき、府において介護ソフトがインストールされていること(非ASP型(オンプレミス型)のソフトを利用していること)を確認します。
③	17	導入済の介護ソフトによって記録から請求業務までが一気通貫となっている場合に、介護ソフトを使用するライセンスを追加し、それに伴ってタブレットを追加で増やしたいが、増やしたタブレットで介護ソフトを使用するためには、介護ソフト用のUSBキーを増やす必要がある。この介護ソフトのUSBキーの追加に係る経費は対象となるか。	対象となります。ライセンスの追加費用や、補助金により追加したタブレットで介護ソフトを使用するにあたり増加した介護ソフトの利用料の部分については、補助対象とします。(従来から支払っている介護ソフトの利用料の部分は対象となりません。端末の台数増加により増えた分の利用料のみ対象とします。)
③	18	付帯経費としてタブレット端末を購入する際に、付属品(キーボード、タッチペン等)は対象となるか。	一气通貫の介護ソフトを使用するために業務上必要なものであるならば、対象となります。収納用ケースや画面防護用シート等については、訪問介護員等が訪問先で介護記録をつけるにあたり、持ち運ぶために必要であるなど、業務を行う上で必要な範囲であれば対象とします。
③	19	タブレット端末等について、購入する場合は新品でなければいけないのか。中古は対象となるか。	一气通貫の介護ソフトを使用するために導入するものであれば、新品でも中古でも構いません。
③	20	職員のコミュニケーションを効率化するための有料のチャットツールを導入する場合は、対象となるか。	職員間のコミュニケーションを効率化するために導入するものであれば、介護業務支援(インカム)としてとして対象とします。
③	21	訪問介護事業所で、障がいサービスの指定も受けているが、障がいサービスにのみ従事している職員に配布するためのタブレットは対象となるか。	障がいサービスにのみ従事している職員に配布するためのタブレットは「介護サービスの提供のために使用するもの」ではないため、対象となりません。

③	22	バックオフィスソフトは、法人から事務委託された有限会社が使う場合でも対象になるか。	事業者名義かつ事業所が使用する、介護サービスの質の向上につながるものが対象となります。
③	23	法人から事務委託された有限会社名義で導入した機器の対象となるか。	対象となりません。事業者名義であれば対象となります。
③	24	TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等の導入に付帯して必要となる経費も補助対象とあるが、なにが対象となるのか。	以下などが対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器の導入に付帯して必要となる配送料、Wi-Fi 環境整備（設置費、設置に必要な工事費（修繕費は除く）、設定費、機器説明費、保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費））。</li> <li>・ 介護テクノロジーの導入に伴って導入する PC、タブレット端末（リース・レンタル費用含む）</li> </ul>
③	25	介護ソフトの導入に付帯してデスクトップパソコンを調達する場合は対象となるか。	対象となります。
③	26	LIFE（科学的介護情報システム）に付帯して端末を調達する場合は対象となるか。	LIFE（科学的介護情報システム）は TAIS 掲載の介護テクノロジー及びこれと機能等が同水準の機器等に該当する機器ではないため、付帯する端末は対象外となります。
③	27	新しく導入する介護ソフトとあわせて「音声入力機能システム」や、「請求書を利用者へ一斉送信するシステム」を導入する場合は、どのように申請すればいいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それらのシステム自体が、「介護業務支援（介護ソフト・インカム以外）」の定義に該当する場合は、「介護ソフトと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー」に該当するため、「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」として、上限額 1,000 万円の範囲内で申請してください。</li> <li>・それらのシステム自体が、「介護業務支援（介護ソフト・インカム以外）」の定義に該当しない場合は、介護ソフトの導入に付帯して必要となる経費として、介護ソフトの上限額（職員数に応じた上限額等）の範囲で、介護ソフトと共に計上してください。</li> <li>・既に介護ソフトを導入している場合で、それらのシステムを導入する場合は、「介護業務支援（介護ソフト以外）」の定義に該当する場合は、上限額 30 万円/1 台の範囲で補助を可能とし、定義に該当しない場合は補助対象外となります。</li> <li>・それらのシステムが「介護業務支援（介護ソフト・インカム以外）」に該当するかについて判断に迷う場合は、予め大阪府までご相談ください。</li> </ul>
③	28	【令和8年6月11日追記】 同一年度内に同一分野の機器を複数機	同一年度内に同一分野で複数の機種を導入する場合、複数の機種への補助は対象外となります。（補助対象は 1

		種導入する場合、補助対象となるか。	<p>機種限りです)。</p> <p>ただし、同一分野において複数の機種がそれぞれ TAIS に介護テクノロジーとして掲載されている場合であって、それらを一体的に機能する一セットとして導入する場合には、セットで申請することが可能です。この場合は、導入するセット数に応じた基準額が適用されます。</p> <p>【導入例】</p> <p>以下の場合、いずれかの 1 機種のみ申請可能です。</p> <p>A 社製の見守り支援機器と B 社製の見守り支援機器を導入する場合。</p> <p>A 社製のベッド型見守り支援機器と A 社製のシート型見守り支援機器を導入する場合。</p> <p>また、一体的に機能する A 社製の入浴支援機器(シャワーバス)と A 社製の入浴支援機器(ストレッチャー)を導入する場合は、セットで申請可能です。</p> <p>加えて、介護業務支援や「その他機器等」については、交付申請様式(導入計画書)において記載する導入目的が異なる場合、複数の機種を導入することが可能です。</p>
③	29	<p>【令和8年6月11日追記】</p> <p>TAIS に介護テクノロジーとして掲載されている機器であっても、それ単体で目的の機能を果たすことができないものの取り扱い</p>	<p>TAIS に介護テクノロジーとして掲載されている機器であっても、それ単体で目的の機能を果たすことができないもの(メインの機器と一体的に使用するものや、メイン機器のオプションとなるもの等)については、単体では補助対象とはなりません。</p> <p>【考え方の例】</p> <p>○見守り支援機器</p> <p>カメラやセンサー等のオプション単体が、TAIS に介護テクノロジーとして掲載されている場合でも、これらは単体では見守りの機能が果たすことができない、単体での導入は補助対象外とします。同メーカーの見守り支援機器本体と併せて導入する場合に限り、見守り支援機器の付帯経費として補助対象となります。</p>

#### 【④導入後について】

		Q	A
④	1	実績報告は、どのような様式で、いつまでに行わなければならないのか。	<p>交付決定後に各申請者あて依頼を行います。</p> <p>なお、令和8年4月1日以降において、交付決定前に全て</p>

			<p>の支払いが完了している場合は、交付決定通知後、速やかに提出してください。</p> <p>&lt;予定&gt;導入する全ての機器の購入・リース代金の支払いが完了してから20日以内、もしくは2月20日（消印有効）までにHPに掲載している実績報告様式一式を府に郵送で提出。（様式は後日HPにアップします。）</p> <p>補助金の支払いについては、実績報告書類の審査後、3月31日までに府から指定の口座に振込み。</p>
④	2	本補助事業を活用して導入した介護テクノロジーを1年間使用しましたが、その後、事業所の都合で使用しないことは可能か。	<p>本補助金は、原則として3年以上当該機器を使用することが条件です。</p> <p>なお、導入した機器を処分する場合は、別途手続（財産処分）が必要な場合があります。（QA5参照）</p>
④	3	特別養護老人ホームで補助金を受けて導入した介護テクノロジー等について、併設の通所介護事業所で利用したいと考えているが、どうすればよいか。	<p>原則として補助を受けた施設以外では使用することはできません。</p> <p>したがって、併設の通所介護事業所で利用する機器については、別途通所介護事業所として申請する必要があります。</p>
④	4	導入した介護テクノロジー等が故障した場合はどうなるのか。	<p>修理費用が発生しても、補助対象とはなりません。修理が困難、修理費用が高額等のため処分する場合は、別途手続（財産処分）が必要です。事前に大阪府にご相談ください。</p>
④	5	補助金を受けて導入した介護テクノロジー等を処分する場合の手続は？	<p>交付要綱及び交付決定に付す条件のとおり、財産処分手続が必要となります。</p> <p>交付要綱第7条1項5号に「補助事業により導入した単価30万円以上の介護テクノロジー等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。」と規定があります。</p> <p>また、同条1項10号で「違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、それを返還すること。」と定められていますので、ご注意ください。</p> <p>なお、処分する場合は、同項6号により、「処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を大阪府に納付させることがある」と定められていますので、事前に必ず大阪府へご相談ください。</p>
④	6	契約書を作成していないが、契約の有無が確認できる書類はどうすればよいか	<p>契約書の代わりとして発注書や、購入の意思を相手方に伝える書類の写しでも提出可能です。なお、発注書等の書類には下記の内容が記載されているか確認してください</p>

			<p>い。</p> <p>①発注日、②購入する法人名、③相手方（機器の代理店など）の名前、④機器名、⑤台数、⑥納入期限、⑦購入金額（消費税額がわかるようになっており、付属品等がある場合は内訳がわかるもの）</p>
④	7	<p>補助金で導入した「導入した機器の写真」について、同一機器を複数台導入した場合は、1台分だけでよいか。</p> <p>また、「Wi-Fi環境整備」の写真は何を撮影すればよいか。</p>	<p>補助金の実績報告に基づく検査を行うため、すべての機器の設置・保管している状態がわかる写真を添付してください。特に「Wi-Fi環境整備」については、アクセスポイントの設置1カ所以上の写真、または、工事を実施したことが確認できる1部分以上の写真を添付してください。</p> <p>なお、配線工事の工事箇所等は不要です。</p>
④	8	<p>「SECURITY ACTION」の宣言はどのようにすればよいか。</p>	<p>原則、申請事業所等のサービス種別毎に下記URLから手続を確認し、宣言してください。</p> <p><a href="https://www.ipa.go.jp/security/security-action/mark/index.html">https://www.ipa.go.jp/security/security-action/mark/index.html</a></p> <p>（補足）SECURITY ACTION について</p> <p>独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。</p> <p>【留意事項】</p> <p>（1）事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の2パターンのどちらかで申し込んでください。</p> <p>&lt;パターン1&gt; 事業所or施設が所属する法人名を登録しておきたい場合</p> <p>代表者名(姓):事業所or施設が所属する法人名</p> <p>代表者名(名):事業所or施設の名称</p> <p>屋号:(記入しない)</p> <p>&lt;パターン2&gt; 事業所or施設の代表者名を登録しておきたい場合</p> <p>代表者名(姓):事業所or施設の代表者の姓</p> <p>代表者名(名):事業所or施設の代表者の名</p> <p>屋号:事業所or施設の名称</p> <p>（2）SECURITY ACTION自己宣言の確証として、SECURITY ACTION申込時にメールで返送された「自己宣言IDのお知らせ」を保管しておくようにしてください。<u>実績報告時にメールを印刷したものをご提出いただきます。</u></p>

			<p>万一、該当メールを紛失した場合は、SECURITY ACTION事務局に自己宣言IDを照会する問合せを行い、その回答メールを代替とすること。</p> <p>&lt;参考&gt;SECURITY ACTION事務局への問合せ方法 SECURITY ACTIONのお問い合わせフォーム(※)で「自己宣言をしているか忘れた、自己宣言IDを忘れた」を選択し、必要事項を入力してお問い合わせする。</p> <p>(※) <a href="https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-ing">https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-ing</a></p> <p>なお、自己宣言ID・登録状況の照会は自己宣言事業者(ご担当者様)ご本人より行ってください。</p>
④	9	<p>補助金交付要綱第4条9項において、「LIFE による情報収集に協力すること。」とあるが、具体的にどうすればよいか。</p>	<p>居宅基準省令第3条第4項にて、指定居宅サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報等を活用し、サービスの質の向上に努めなければならないことが定められました。この場合、科学的介護情報システム(LIFE)に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいとされており、今後活用を検討されておれば、申請時点でLIFEの利用申請をしていることを求めるものではありません。</p> <p>なお、施設サービス(※)事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、「<a href="#">科学的介護情報システム(LIFE)について</a>」に掲載されている「CSV連携仕様書(LIFE)」に準じたCSVファイルの出力機能を有していることが確認できるものが要件とされています。</p> <p>(※)施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護医療院サービスをいいます。</p>

## 【⑤ケアプランデータについて】

		Q	A
⑤	1	<p><b>【令和8年7月3日更新】</b> 居宅介護支援・居宅サービスの補助要件として、「ケアプランデータ連携システムの利用」とはどのような対応が必要か。また、どのように確認するのか。</p>	<p><u>ケアプランデータ連携システムの導入だけでなく、実際に連携することが補助要件です。実績報告書をご提出いただく段階で、データ連携の実績が確認できない場合には、既に今回導入する機器の代金をお支払いいただいた後であっても補助対象外となります。</u></p> <p><u>実績報告時に、以下 2 点を確認しますので、必ず実績報告書の提出期限までにデータ連携が完了するよう、対応を進めてください。</u></p> <p>・「ケアプランデータ連携システム」へログイン後のトップペ</p>

			<p>ージ画面の写真またはスクリーンショット等(ケアプランデータ連携システム操作マニュアル6ページ目の画像参照)</p> <p>・「ケアプランデータ連携システム」内の受信一覧又は送信一覧画面の写真またはスクリーンショット等(ケアプランデータ連携システム操作マニュアル9、10ページ目の画像参照)</p> <p>また、今回介護ソフトの申請を行わない場合であっても、データ連携が行われていることを確認できる資料の提出が必要となります。このため、本補助事業への申請は、ケアプランデータ連携システムに対応した介護ソフトを今回申請するか、又は既に導入されている場合に限り行ってください。</p>
⑤	2	ケアプランデータを解約したらどうなるか。	現時点で、解約した場合の規定はありませんが、生産性向上の趣旨をご理解いただき、継続をお願いします。また、本補助金は、当該介護テクノロジー等を導入後、3年間の導入効果報告義務が発生することにもご留意願います。

【令和8年7月3日版】

令和8年度大阪府介護テクノロジー導入支援事業補助金 事前エントリーの手引

目次

1. はじめに .....	P2
2. 対象事業所 .....	P2
3. エントリーについて .....	P2
【1】 エントリー期間 .....	P2
【2】 エントリーの準備 .....	P2
【3】 補助対象経費 .....	P3
【4】 補助額 .....	P5
【5】 補助対象となる期間 .....	P6
【6】 留意事項 .....	P7
【7】 主な補助要件 .....	P8
4. 交付申請対象の介護事業所等の選定方法について .....	P9
(1) 選定について .....	P9
(2) 選定方法 .....	P9
5. 抽選結果の公表等 .....	P10
6. 事前エントリーの入力方法について .....	P11

## 1. はじめに

---

令和8年度介護テクノロジー導入支援事業補助金については、令和7年度に引き続き申請のニーズが多いことが予想され、本申請による各介護事業者の事務負担の軽減と、迅速な交付決定を行うことを目的とし、Webによる「事前エントリー制」（以下「エントリー」という。）を採用します。

エントリーの総額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内において、別に定める選定方法に基づき、事業所の選定を行います。なお、エントリーは交付申請時の上限額を確定させるものであり、補助額を確定するものではありません。

交付申請後、府による審査を経て補助額を確定しますが、補助要件や補助対象経費等に合致しない場合には、補助の対象とならないことがありますので、本手引を十分にご確認の上、ご活用ください。

## 2. 対象事業所

---

・大阪府内で介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所等

※ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。

・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

## 3. エントリーについて

---

### 【1】 エントリー期間

令和8年5月25日（月）17:00 ～ 7月13日（月）17:00 まで

### 【2】 エントリーの準備

#### ①介護テクノロジー活用支援セミナーの受講

大阪府介護生産性向上支援センターが令和8年5月21日に実施する「令和8年度介護テクノロジー活用支援セミナー」を受講していることをエントリーの要件としています。（アーカイブ動画視聴も可）エントリーの際に、「受講（視聴）日」及び「受講（視聴）した方の氏名1名」を入力していただきます。

なお、アーカイブ動画は、[大阪府介護生産性向上支援センターホームページ](#)に掲載します。（動画視聴期限：エントリー期間の終了時まで）

#### ②見積書に基づく補助所要額の精査

エントリー時に大阪府行政オンラインシステムにおいて、補助所要額を確認するため、次のとおり「補助所要額計算書（Excel）」及び「見積書」について添付していただきます。

なお、エントリー時の申請額から増額して交付申請はできませんので十分精査してください。

・事前エントリーにおける提出物

1	補助所要額計算書 (Excel) ※ <a href="#">府ホームページ</a> から「補助所要額計算書 (Excel)」の様式、記載例をダウンロードし、申請する事業所毎に計算してください。
2	導入する機器等の見積書データ ※補助対象経費と対象外経費がわかるような表記をしてください。 ※申請事業所ごとに見積書を徴収いただくか、事業所ごとの内訳がわかるような表記をしてください。

### 【3】 補助対象経費

#### (1) 介護テクノロジー等の導入支援

##### ① 介護テクノロジー等

- (i) 「[福祉用具情報システム \(TAIS\)](#)」において「介護テクノロジー」として選定された機器等
- (ii) (i)と機能等が同水準と大阪府知事が判断した機器等を導入する際の経費
- (iii) (i)及び(ii)の機器等の付帯経費(※)

##### ② 介護ソフト

(i) 以下全ての要件を満たす介護ソフト

- 記録業務・情報共有業務・請求業務を一気通貫で行うことができるもの。  
(※既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一気通貫が実現できるものも含む。)  
※【令和8年5月25日追記】  
記録機能のみ又は請求機能のみのソフトを単体で申請する場合は、  
TAIS 上で「介護業務支援」として掲載されている場合であっても、補助対象外です。  
(介護ソフト、介護業務支援、パッケージ導入型支援のいずれにおいても申請不可)
  - 【居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所(介護予防含む)の場合のみ】  
「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること。  
▷ 該当する「介護ソフト」については、[国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果 \(リンク先ページ下部\)](#)をご確認ください。
  - 【施設系サービスの場合のみ】  
科学的介護情報システム (LIFE) に掲載されている「CSV 連携仕様書 (LIFE)」に準じた CSV 出力機能を有していること  
▷ 科学的介護情報システム (LIFE) については[科学的介護 | 厚生労働省](#)をご確認ください
- (ii) 介護ソフトの付帯経費(※)

※①(iii)及び②(ii)の付帯経費とは、介護テクノロジー等や介護ソフトの導入に付帯して必要となる経費をいいます。

例:

- ・ 機器の導入に付帯して必要となる配送料、Wi-Fi 環境整備 (設置費、設置に必要な工事費 (修繕費は除く)、設定費、機器説明費、保守経費等 (クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費))。

- ・ 介護テクノロジーの導入に伴って導入する PC、タブレット端末 (リース・レンタル費用含む)

### ③ バックオフィスソフト

業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに係る経費 (毎月支払うソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とする)。

### ④ 上記以外のその他

①から③以外の機器であって、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると大阪府知事が判断した機器等 (以下「その他機器等」という。) を対象とし、以下の (ア) から (エ) などを認めるものとします。

(ア) 移乗や移動を支援する機器であり「①介護テクノロジー等」に該当しない機器 (床走行式リフト等)

(イ) 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器 (一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等)

(ウ) 生産性向上に資する福祉用具 (例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等)

▶特に、「介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる」と考えられる、移乗支援に関する機器を対象とします。

(エ) バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

### (2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

(1) ①の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジー又は「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる (1) ①の機器等を導入する場合の支援を行います。(以下「パッケージ型導入支援」という。)

なお、導入する複数のテクノロジー同士の連携 (データ連携等) は必須とし、連携しない複数のテクノロジーは、「パッケージ型導入支援」の対象外です。

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例:

ア 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

イ 「介護業務支援」に該当する複数の機器

ウ 介護ソフト+インカム 等

### (3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者 (コンサルティング会社等) から、上記 (1) または、(2) にて介護テクノロジー等を導入する際に、個別の契約に基づき、①事前評価 (課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価 (導入後の定着支援を含む) 等の支援を受けるための費用を補助対象とします。

なお、上記①から③までの全ての支援を受けることが補助要件となります。メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象外です。

#### 【4】補助額

●補助対象となる介護事業所等ごとに、以下(1)と(2)を比較して、少ない方の額を補助額とします。  
(消費税及び地方消費税を除く。)

(1)補助対象経費の実支出額に補助率5分の4を乗じた額

(2)以下の上限額表に記載している上限額

●補助所要額については、[府ホームページ](#)から「補助所要額計算書(Excel)」の様式、記載例をダウンロードし、申請する事業所毎に計算してください。

上限額表

対象経費の種類		上限額	付帯経費	
<b>(1)介護テクノロジーの導入支援</b>				
【3】 (1) ①	・移乗支援(装着型、非装着型) ・入浴支援 ・介護業務支援(インカムのみ)	100万円/機器1台	上限額内で対象	
	・移動支援(屋外、屋内、装着) ・排泄支援(排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援) ・見守り・コミュニケーション(見守り機器(施設、在宅)) ・見守り・コミュニケーション(コミュニケーション) ・介護業務支援(介護ソフト・インカム以外) ・機能訓練支援 ・食事・栄養管理支援 ・認知症生活支援・認知症ケア支援	30万円/機器1台	上限額内で対象	
【3】 (1) ②	・介護ソフト			
	契約形態	職員数(※1)	ソフト単体(※2)	ソフト+付帯経費(※2)
	・職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約	1名~10名	100万円/事業所	115万円/事業所
		11名~20名	150万円/事業所	165万円/事業所
		21名~30名	200万円/事業所	215万円/事業所
31名~	250万円/事業所	265万円/事業所		
・上記以外の契約	一律	250万円/事業所	265万円/事業所	
【3】 (1) ③	・バックオフィスソフト			
	契約形態	職員数(※1)	ソフト単体	対象外
	・職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約	1名~10名	100万円/事業所	/
		11名~20名	150万円/事業所	
		21名~30名	200万円/事業所	
31名~	250万円/事業所			
・上記以外の契約	一律	250万円/事業所		
【3】	介護従事者が継続して就労するための職場	100万円/機器1台	対象外	

(1) ④	環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると大阪府知事が判断した機器等 (例) ・移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器 ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器 ・生産性向上に資する福祉用具 ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等		
<b>(2)パッケージ型導入支援</b>			
	(例) ア「介護業務支援」に該当する機器+ 「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 イ「介護業務支援」に該当する複数の機器 ウ 介護ソフト+インカム 等	1,000 万円(機器等の合計経費)	上限額内で対象
<b>(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援</b>			
	①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価(導入後の定着支援を含む)等の支援を受けるための費用	48万円(①~③の合計経費)	対象外

- (※1)・訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ソフトの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。  
・申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)だけでなく、ソフトの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員についても、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。

(※2) 上限額の増額について

・訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、上限額に5万円を加算します。なお、実績報告時には、連携履歴を確認できる資料を提出いただきます。

**【5】補助対象となる期間**

- 補助対象経費は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の経費(消費税及び地方消費税を除く。)としますが、購入、リース等の契約日、支払日及び導入日は**令和9年1月31日(日)**までとしてください。(上記の期間の経費であれば、交付申請日以前の経費も対象です。)  
なお、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象になりません。

〈補助対象経費の考え方〉

令和9年1月31日までに支払われた以下の経費が補助対象となります。

- ・使用権の期限がないもの……全額
- ・支払いが月額払いのもの……当該年度分
- ・支払いが年額払いのもの……1年分
- ・複数年の使用権契約のもの……複数年分

(例1) 月払いの場合

1月分請求書(1月31日支払)、2月分請求書(2月28日支払)、3月分請求書(3月31日支払)  
→1月分請求書(1月31日支払)のみが補助対象となります。

(例2) 月払いの場合

1月分請求書(1月31日支払)、2月分請求書(1月31日支払)、3月分請求書(1月31日支払)  
→1、2、3月分請求書(1月31日支払)が補助対象となります。

(例3) 年払いの場合

令和8年9月1日から令和9年8月31日までの契約期間  
→1月31日までに支払われた1年間の年払い額が補助対象となります。

(例4) 複数年の使用権契約の場合

令和8年9月1日から令和13年8月31日までの使用権契約  
→1月31日までに支払われた場合は5年間の支払い額が補助対象となります。

## 【6】留意事項

- 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となります。開発に要する経費は補助対象とはなりません。
- 次の場合は、補助対象外です。
  - ◇防犯を目的とした「監視カメラ」
  - ◇ナースコール単体(福祉用具情報システム(TAIS))に掲載されている機器や、見守り機器と一体型として販売されているナースコールシステムを除く)
  - ◇【令和8年6月11日更新】  
同一年度内に同一分野で複数の機種を導入する場合、複数の機種への補助は対象外(補助対象は1機種限り)  
※同一分野において複数の機種がそれぞれTAISに介護テクノロジーとして掲載されている場合であって、それらを一体的に機能する一セットとして導入する場合には、セットで申請することが可能  
※介護業務支援や「その他機器等」については、交付申請様式(導入計画書)において記載する導入目的が異なる場合、複数の機種を導入することが可能
  - ◇【令和8年6月11日更新】  
TAISに介護テクノロジーとして掲載されている機器であっても、それ単体で目的の機能を果た

することができないもの(メインの機器と一体的に使用するものや、メイン機器のオプションとなるもの等)

(例)見守り支援機器のオプションとなるカメラやセンサー

◇訪問系の事業所(訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等)における、以下の機器等

・特定施設入居者生活介護の指定がない施設に見守り機器を設置する申請において  
介護テクノロジー等を設置、使用する場合

・訪問時に持っていきことができない介護テクノロジー等

◇他の補助金・助成金・交付金が充当されている事業に対する費用

◇寄附金その他の収入により賄われる費用(購入により発生するポイント分も含む)

◇その他補助対象として適当とは認められない費用

- 介護ソフトについて、既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できるものも補助対象としますが、以下の例を想定します。

例:(既導入)記録ソフト+(今回導入)請求ソフト

(今回導入)記録ソフト+(既導入)請求ソフト

- 「タブレット入力型の記録システム」を導入する場合、既に導入している介護ソフト等と組み合わせで導入する場合であっても「介護ソフト」ではなく、「介護業務支援(介護ソフト・インカム以外)」で補助対象とします。

- 導入するPC及びタブレット情報端末、インカムについては、原則利用する職員数または、契約するライセンス数が上限となります。(予備分は補助対象外)

- 介護テクノロジーに係る導入台数は、床数が上限となります。(予備分は補助対象外)

- カメラ型の見守り機器については、原則モザイク処理等プライバシーに配慮できるものとし、利用者またはご家族に同意書をとるなどの運用をしてください。

- クレジットカードでの購入は原則禁止です。(通販での購入も原則請求書払いとしてください。)

- 家電量販店等での購入によりポイントが発生する場合は、ポイント分は補助対象外となるため、見積上であらかじめ発生するポイントを差し引いて経費の計上をしてください。

- 見積書において、「値引き」が行われている場合がありますが、補助対象外の項目が含まれている場合、どこに値引きがかかるか分からず、補助対象経費を求めるのが難しくなります。したがって、見積書上どの項目に対し、値引きが発生したかを明確にするか、もしくは見積書上の各項目の金額を値引き反映後の金額で記載するようお願いいたします。

- 必ず複数業者から見積を徴取し、より経済的な見積の業者を選択の上、適正な価格で申請(エントリー)をお願いします。(複数業者からの見積書の添付は必要ありませんが、提出をお願いすることもありますので、法人で保管をお願いします。)

申請額の単価が適正でない場合等は、別途、「申立書」等の書類をご提出いただく場合があります。なお、「社会福祉法人」あてには、厚生労働省から以下の通知文<社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(令和8年3月17日付け 老高発 0329 第3号)が発出されていますのでご留意ください。

(通知文抜粋)

「価格による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。

ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。」

- ・工事又は製造の請負 : 400万円
- ・食料品・物品等の買入れ : 300万円
- ・上記に掲げるもの以外 : 200万円

## 【7】 主な補助要件

- 以下施設サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。  
実績報告時、設置をしたことがわかる書類を提出いただきます。  
なお、委員会の設置にあたっては、[利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集 \(URL\)](#) を参考にする。

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

- 以下居宅サービス等については、令和8年度内に、「[ケアプランデータ連携システム \(URL\)](#)」（「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス）において[データ連携の実績があること](#)。（「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。）  
「ケアプランデータ連携システム」を利用するためのライセンス料（21,000 円/年）フリーパスキャンペーン中です。[詳細はこちらから \(URL\)](#)。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション  
福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護（短期利用）  
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）  
居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、  
介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、  
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防居宅療養管理指導  
介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、  
介護予防支援訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）  
訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）  
通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）

### 【留意事項】【令和 8 年 7 月 3 日 追記】

ケアプランデータ連携システムの[導入だけでなく、実際に連携することが補助要件](#)です。実績報告書をご提出いただく段階で、データ連携の実績が確認できない場合には、既に今回導入する機器の代金をお支払いいただいた後であっても補助対象外となります。[実績報告時に、以下 2 点を確認しますので、必ず実績報告書の提出期限までにデータ連携が完了するよう、対応を進めてください。](#)

- ・「[ケアプランデータ連携システム](#)」へログイン後のトップページ画面の写真またはスクリーンショット等（[ケアプランデータ連携システム操作マニュアル 6 ページ目の画像参照](#)）
- ・「[ケアプランデータ連携システム](#)」内の受信一覧又は送信一覧画面の写真またはスクリーンショット等

(ケアプランデータ連携システム操作マニュアル9、10 ページ目の画像参照)

また、今回介護ソフトの申請を行わない場合であっても、データ連携が行われていることを確認できる資料の提出が必要となります。このため、本補助事業への申請は、ケアプランデータ連携システムに対応した介護ソフトを今回申請するか、又は既に導入されている場合に限り行ってください。

## 4. 交付申請対象の介護事業所等の選定方法について

### (1) 選定について

- エントリーの総額が府の予算額(1,373,248 千円)の範囲内の場合  
エントリーした事業所のすべてを交付申請の対象とします。
- エントリーの総額が府の予算額を超過した場合  
以下(2)選定方法により選定します。

### (2) 選定方法

予算の範囲内にて、以下のア・イ・ウ・エの項目の順に選定していき、予算額を超過することになる項目において、抽選を実施します。

各項目に複数の介護事業所等をエントリーしている法人がある場合は、まとめて法人単位により抽選を行います。

なお、次に該当する介護事業所等のエントリー分について優先して選定します。

- ・令和8年度「働きやすい職場づくり伴走支援プログラム」修了見込の介護事業所等
- ・【3】(1)②(i)介護ソフトが未導入であって、令和8年度に「はじめての介護ソフト導入セミナー」を受け、【3】(1)②(i)介護ソフトを導入する介護事業所等

順位	機器等 P3【3】(1) 参照	①介護テクノロジー等、 ②(i)介護ソフトの導入	左記の付帯経費、 ③バックオフィスソフト、 ④その他の機器等の導入	導入する機器等
ア		いずれも未導入(※1)	—	①介護テクノロジー等 ②(i)介護ソフト
イ		自己負担等で既導入	—	同上
		令和3年度以前に大阪府の補助金交付を受けて既導入		
ウ		いずれも未導入	—	③バックオフィスソフト ④その他の機器等のみ
		自己負担等で既導入	—	
		令和3年度以前に大阪府の補助金交付を受けて既導入		
エ		令和4年度から令和7年度に大阪府の補助金交付を受け、本事業の補助対象の機器等を導入		対象機器のいずれか

なお、上記ア・イ・エにおいては、①介護テクノロジー等に該当する見守り機器、インカム又は

②(i)介護ソフトのいずれかの機器を導入する介護事業所等を優先して選定します。

(※1) 令和8年3月31日までに機器を導入していた場合、「既導入」となります。なお、エントリーの購入であっても、令和8年度4月1日以降の購入であれば「未導入」となります。

また、介護ソフトを令和8年3月31日までに導入している場合は、その使用方法に関わらず「既導入」となります。

(例) 介護ソフトを、請求のみで使用しており、備わっている記録機能は使用していない場合等

## 5. 抽選結果の公表等

抽選結果は、府のホームページに掲載します。(エントリー時に入力されたメールアドレスあて、掲載のお知らせをメールで送信します。)

抽選結果については、申込番号を掲載しますので、法人担当者は申込番号を控えておいてください。交付申請については、抽選結果とともに改めてHPに掲載します。

## 6. 事前エントリーの入力方法について

- 事前エントリーにあたっては、申請項目をよく読み、以下 URL より**法人ごと**に申請してください。(1回の申請で複数事業所を申請することが可能となっています。)

【[行政オンラインシステム URL](#)】

※5月25日公開



- 利用者登録(ID取得)の方法(行政オンラインシステム)

初めて行政オンラインシステムを利用する場合は、利用者登録が必要になります。行政オンラインシステムの画面右上の**新規登録**をクリックし、「事業者として登録する」を選択の上、利用者登録を行ってください。登録後、上記エントリーフォームよりエントリーをしてください。

- 事前エントリーの入力項目

- ・法人名
- ・法人格
- ・法人代表者名
- ・法人担当者名
- ・法人住所
- ・電話番号
- ・メールアドレス

・法人でのエントリー事業所数  
・[SECURITY ACTION](#) についての確認(交付決定を受けた事業所(サービス種別毎)において宣言が必要です。)

・[大阪府ハートフル条例](#)についての確認(交付決定を受けた事業者が対象となります。)

【以下、エントリー事業所毎の確認項目】

- ・事業所名
- ・事業所住所
- ・サービス種別
- ・27 から始まる介護保険事業所番号(介護保険法に基づくサービスを提供している事業所のみ)
- ・エントリー要件について(セミナーの受講、視聴確認)
- ・補助要件の確認(対象事業所に係る委員会の設置、ケアプランデータ連携システムの利用開始等)
- ・抽選の優先要件について(働きやすい職場環境づくり伴走支援プログラム、はじめての介護ソフト導入セミナーの受講確認)
- ・抽選順位について(過去の補助金受給の有無、既導入の介護テクノロジー、申請予定機器)
- ・見積書の添付
- ・補助所要額
- ・補助所要額計算書の添付

## ●申請後に内容確認、及び内容修正をする場合(P13~14 スライド参照)

### A. 申請した内容を確認する場合

- ① システムのトップ画面にある「マイページ」の「もっと見る」をクリック。
- ② 「利用者メニュー」のうち、[申請履歴一覧・検索](#) を選択
- ③ 申込番号や申請状況が確認できる。

### B. エントリーした内容を取下げの場合(法人の申請のすべてが取下げになります)

- ① A の①~③まで進み、取下げを行う申請をクリック
- ② 「申請内容照会」画面の最下部にある [この申請を取下げる](#) をクリック
- ③ [OK](#) をクリック

### C. 申請内容を修正(変更)する場合

申請したデータを「修正」することはできません。一旦、**エントリーの取下げを行い**、取下げた申請を修正して、新たに申請してください。**(この場合、申込番号は変わります。)**

- ① B の①~③まで進み、取下げした申請をクリック
- ② 「申請内容照会」画面の最下部にある [申請内容を使用して新しく申請する](#) をクリック
- ③ [次へ進む](#) をクリック
- ④ 取下げた内容が申請内容に残っているので、修正して再度申請を行う。

大阪府行政オンラインシステム

もっと便利に。  
もっと簡単に。

大阪府では行政手続きの受付がインターネットで行えます。  
このサービスを通して省庁の生活をもっと便利に、もっと簡単に。

お知らせ

- 重要なお知らせ
- あなたへのお知らせ
- 申請状況のお知らせ

利用者メニュー

- 申請履歴・委任状の確認  
あなたがこれまでに申請した手続き、委任状の内容を確認することができます。
- 保存した手続きの再開  
「あとで申請する」で保存された手続きの再開ができます。
- カテゴリー別のお知らせ  
あなたへのお知らせに表示させるカテゴリや、お知らせ・通知メールの受信設定をすることができます。
- 利用者情報の照会・変更  
あなたの登録情報の確認や変更を行うことができます。

申請できる手続き一覧

マイページ

もっと見る

ログイン後、マイページの「もっと見る」  
↓  
利用者メニュー「申請履歴一覧・検索」

条件を指定して検索

申請履歴一覧

該当件数 11 件

申込番号	申込日時
45180239	2024年9月26日 11時43分
13817280	2024年9月19日 15時20分
34250693	2024年9月17日 10時19分
19442479	2024年9月13日 11時38分

【令和6年度大阪府 ICT 導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録

申請を送信しました

お問い合わせ先

基本情報

この申請を取上げる

マイページに戻る

取り下げたい申請が、申請中であれば、青字で「申請を送信しました」と表記されているので、それをクリック。申請内容照会ができるので、一番下までスクロールして「この申請を取上げる」を押す。取下げが完了したら、一度マイページに戻る。

条件を指定して検索

申請履歴一覧

該当件数 11 件

申込番号: 45180239	2024年9月14日 11時43分
申請を取下げました	
【令和6年度大阪府 ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録	
申込番号: 1381768	2024年9月19日 15時20分
申請を取下げました	
【令和6年度大阪府 ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録	
申込番号: 34250693	2024年9月19日 10時19分
申請を取下げました	
【令和6年度大阪府 ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録	

申請履歴照会

申請状況

申請を取下げました

お問い合わせ先

福祉部 高齢介護室 介護事業者課  
メールによるお問い合わせ: [メール](#)  
電話番号: 0669447095

申請情報

申込番号: 45180239

手続き名: 【令和6年度大阪府 ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録

申請内容を使用して新しく申請する

戻る

【令和6年度大阪府 ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録

【留意事項】  
本ページは大阪府 ICT導入支援事業補助金の交付申請書等提出及び債権債務者の登録ページです。

概要  
介護事業所等における介護ソフト、タブレット端末等（以下「ICT」という。）の導入支援を行うことにより、介護記録・債権共有  
請求等の業務の効率化を図り、介護従事者の負担軽減による雇用確保の改善、離職防止及び定着促進に資することを目的に、導入  
一部について補助金を交付します。  
（本事業の対象は政令市・中核市にある事業所等も含まれます。）

制度  
詳細は、大阪府ホームページ [こちら](#) よりご確認ください。

受付開始日  
2024年9月15日 16時30分

受付終了日  
2024年10月25日 0時00分

お問い合わせ先  
福祉部 高齢介護室 介護事業者課  
メールによるお問い合わせ: [メール](#)  
電話番号: 0669447095

次へ進む

あとで申請する

戻る

再びマイページの利用者メニュー「申請履歴一覧・検索」から、先ほどの申請を確認すると、赤字で「申請を取下げました」となっていますので、押下。「申請内容を使用して新しく申請する」を押して、「次へ進む」を押していただき申請内容を修正して、再申請をしてください。